

# 松本信用金庫法人向けインターネットバンキング (WEB-FBサービス)利用規定

## 第1条 法人向けインターネットバンキング (WEB-FBサービス) の申込

### 1. 法人向けインターネットバンキング (WEB-FBサービス) とは

法人向けインターネットバンキング (WEB-FBサービス) (以下「本サービス」といいます。) とは、パーソナルコンピュータなどの機器 (以下「端末」といいます。) を用いたご契約者 (以下「ご契約先」といいます。) からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 2. 利用申込

(1) 本サービスの利用を申込されるお客様 (以下「利用申込者」といいます。) は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「しんきんWEB-FBサービス利用申込書」 (以下「申込書」といいます。) に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

(2) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 当金庫は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

① 利用申込時に虚偽の事項を届出したことが判明したとき。

② その他、当金庫が利用を不相当と判断したとき。

(4) 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前号①②のいずれかに該当することが判明した場合、当金庫はその承認を取消す場合があります。ただし、承認が取消された場合でも、ご契約先は本サービスの利用により既に発生した義務について本規定に従って履行する責任を免れないものとします。

また、その場合に生じた損害について当金庫はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(5) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したお客様ID、各種暗証番号 (各種パスワードを含みます。以下同じ) または電子証明書書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

### 3. 利用資格者

(1) 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している法人・個人事業主等を、本サービスの利用資格者とします。

(2) ご契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者 (以下「管理者」といいます。) を申込書により届け出るものとします。

(3) 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する

利用者（以下「利用者」といいます。）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとし、管理者の責任において利用者に、本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担することとします。

- (4) ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとし、

当金庫は、変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (5) 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとし、

当金庫は、変更登録処理が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (6) 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者とし、

#### 4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限り、

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

#### 5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とし、

ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

#### 6. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただきます。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他の機器等については、ご契約先が負担するものとし、

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預金口座振替依頼書の届出の口座（以下「引落口座」といいます。）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

- (2) 当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

- (3) ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとし、

なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、第一号と同様の方法により引き落とします。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

- (1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとし、

① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）

② お客様IDおよび各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード

方式」といいます。)

- (2) 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。

## 2. 電子証明書の発行

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。
- (2) 同一のご契約先において、電子証明書方式と I D・パスワード方式の併用はできません。

## 3. お客様 I Dおよび各種パスワード

お客様 I Dは、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届出るものとし、当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのお客様 I Dとして登録します。

また、管理者は、本サービスのご利用開始前に端末より管理者および利用者のお客様 I D、ログインパスワード、登録確認用パスワード、承認用パスワードおよび都度振込送信確認パスワード（以下これらのパスワードを総称して「各種パスワード」といいます。）を当金庫所定の手続きにより登録します。

## 4. 本人確認手続き

- (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

- ① 「I D・パスワード方式」における取引時の本人確認は、第 2 条第 3 項により、すでにお客様 I Dおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が、自身で端末の画面上で入力したお客様 I Dおよび各種パスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
- ② 「電子証明書方式」における取引時の本人確認は、第 2 条第 2 項によりすでに電子証明書を受領し、かつ第 2 条第 3 項によりすでにお客様 I Dおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が端末から当金庫に送信した電子証明書を解析してその正当性を確認し、かつ、かかる管理者および利用者が、自身で端末の画面上で入力したログインパスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。

- (2) 当金庫は、「電子証明書方式」・「I D・パスワード方式」いずれの場合においても、当金庫が前号の方法に従って本人確認をした場合は、ご契約先本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、お客様 I Dおよび各種パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 5. お客様 I Dおよび各種パスワード等の管理

- (1) お客様 I Dおよび各種パスワードは、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに定期的に変更手続きを行ってください。

- (2) ご契約いただいた管理者のお客様 I Dは原則として変更できません。
- (3) 管理者が、各種パスワードを変更する場合には、当金庫所定の手続きにより行ってください。
- (4) 管理者がお客様 I Dおよび各種パスワードを失念、または紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、すみやかにご契約先ご本人から当金庫所定の手続きにより当金庫に届けてください。この届出に対し、当金庫は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (5) 利用者のお客様 I D および各種パスワードを失念、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、管理者にてご対応ください。
  - (6) 本サービスの利用について届出と異なる各種パスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、利用者の方は管理者に、管理者の方は当金庫に連絡のうえ所定の手続きをとってください。
6. 電子証明書の有効期間および更新
- (1) 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
  - (2) 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
  - (3) 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が電子証明書方式から I D ・パスワード方式に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。
7. 電子証明書の取扱い
- (1) 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとし、また、第三者への譲渡・貸与はできません。
  - (2) 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
  - (3) 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
  - (4) 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
  - (5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。
    - ① 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
    - ② 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
    - ③ 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
  - (6) 前号の届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第3条 契約者情報等の取扱い

1. 当金庫は、お客様が本サービスへの利用申込時に届出した情報、およびお客様より登録されたサービス使用者に関する情報（第10条に規定された情報を含む。）等を厳正に管理し、契約者の情報保護のため十分に注意を払い、第2項に定める場合を除き契約者情報を利用しません。
2. お客様は、契約者情報及び契約者取引情報につき、当金庫が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとし、
  - (1) 新商品、新サービスの企画・開発
  - (2) ダイレクトメール、E-mail等の発送・発信
  - (3) 契約者の管理

- (4) その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為
3. 当金庫は、必要に応じ契約者情報・契約者取引情報を破棄することができるものとします。

## 第4条 取引の依頼

### 1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、お申込み店舗に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫に届出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届出てください。

### 2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

### 3. 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。

この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第5条 資金移動

### 1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。
  - ① 振込・振替時に、振込金額と当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みません。）を超えるとき。
  - ② 支払指定口座が解約済のとき。
  - ③ ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
  - ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
  - ⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
  - ⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- (6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

## 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。

ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日のときは「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌金融機関窓口営業日（以下「翌営業日」といいます。）に「入金指定口座」宛振込・振替処理を行います。

## 3. 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 本規定の第4条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼内容を取りやめる場合には、当該取引の引落口座がある当金庫本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を訂正する場合）または組戻依頼書（依頼内容を取りやめる場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。

この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第5条第1項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。

また、組戻については、当金庫所定の組戻手数料および消費税をいただきます。

組戻手数料および消費税の支払は、第5条第1項第4号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

- (2) 前項の場合、当金庫は、組戻依頼書・訂正依頼書の内容に従って、それぞれ依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻・訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (3) 組戻された振込資金は、当金庫所定の方法により返却します。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 組戻された振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料と消

費税および当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(5) 当金庫が、組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一ご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

(6) 振込取引において、指定された振込先金融機関の振込口座へ入金できず、照会がきた場合には、当金庫はご契約先にその旨お伝えしますので前記第1号の手続きを取って下さい。

返却された振込資金は前記第3号により処理しますが、ご契約先より相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻依頼があったものとして、当金庫は振込資金を引落口座に入金処理することがあります。

この場合、組戻手数料および消費税の支払は、本条第1項第4号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

#### 4. ご利用限度額

(1) 当金庫は、振込・振替をあわせて「支払指定口座」毎に1回あたりのご利用可能限度額、1日あたりのご利用可能限度額を設けます。

なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2) ご契約先は、前号に基づき定められた1回あたりのご利用可能限度額および1日あたりのご利用可能限度額を限度に、ご利用限度額を設定することができるものとし、申込書に記載して当金庫に提出するものとします。

(3) ご利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

### 第6条 照会サービス

#### 1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約時に指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

#### 2. 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、入出金明細等を当金庫が証明するものではなく、回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことがあります。この場合、取消または訂正により生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 3. 取引照会にかかる口座情報の時点

「取引照会」による口座情報は、第4条第3項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

### 第7条 データ伝送サービス

#### 1. サービスの定義

(1) データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます。）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

(2) データ伝送が可能な伝送データの種類の範囲は、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

## 2. 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替にかかる取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

## 3. 取扱方法

- (1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
- (2) 伝送データの授受にあたり、取扱時限、データの仕様等については、当金庫が定める方法により取扱います。
- (3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額及び当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます。）は、当金庫所定の日時までにご指定の口座に預入してください。

振込資金等は、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

- (4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、金庫所定の手続きにより取消し依頼を行ってください。当金庫は直ちにデータの取消し処理を行いますので、処理完了後、当金庫に再送を行ってください。
- (5) 当金庫は、伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

## 4. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりのご利用可能限度額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- (2) ご利用可能限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 第8条 税金・各種料金払込みサービス

### 1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落とし金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動）における振込と同様の取扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。



## 2. 利用の停止・取消し等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

## 第9条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章、通帳、キャッシュカード等を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により口座保有店宛に届出るものとします。

この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 第11条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。

当該国の法律を事前にご確認ください。

## 第12条 免責事項等

### 1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の者の責めに帰すべき事由があったとき。

### 2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

### 3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、本契約により端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または取引の内容に齟齬があった場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

## 第13条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 第14条 解約等

### 1. 都合解約

本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、解約時まで処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ本契約の解約はできないものとします。

### 2. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本契約は解約されたものとします。

### 3. サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払いが遅延した場合
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合
- (5) 支払いの停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあった場合
- (6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があった場合
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (8) 各種パスワードおよび電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用した場合

### 4. 反社会的勢力との取引拒絶

ご契約先が次の(1)の各号のいずれかに該当もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当金庫はこの取引を停止し、またはご契約先に通知することにより本サービスを解約できるものとします。

- (1) ご契約先が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥ その他前各号に準ずるもの

(2) ご契約先が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 5. 解約後の取引の取扱い

本サービスの契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

### 第 15 条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第 16 条 規定等の準用

本規定に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取扱います。

### 第 17 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容をご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

### 第 18 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、本契約の契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## 第 19 条 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

## 第 20 条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 21 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 第 22 条 禁止行為

ご契約先は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当金庫は、ご契約先が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、本契約の解除等必要な措置を講ずることができるものとします。

1. 公序良俗に反する行為
2. 犯罪的行為に結びつく行為
3. 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
4. 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
5. 他の契約者または第三者を誹謗中傷する行為
6. 他の契約者または第三者に不当に不利益を与える行為
7. 本サービスの運営を妨げる行為
8. 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
9. 当金庫の信用を毀損する行為
10. 風説の流布、その他法律に反する行為
11. 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらずあると偽ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
12. その他、当金庫が不適當・不適切と判断する行為

## 第 23 条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上